じ。）に係る合併法人等である場合（当該設立の日から当該合併、分割、現物出資又は現物分配の日の前日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日）までの期間に係る試験研究費の額が零である場合に限る。）における当該合併、分割、現物出資又は現物分配に係る被合併法人等の当該適用年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該開始の日前三年以内に開始した連結事業年度。ロにおいて「事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日

ロ　当該適用年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度等のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日

二　基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には基準日の前日から当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものとする。以下この号において同じ。）に係る合併法人等　当該合併法人等の基準日から当該合併等の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、当該合併法人等が未経過法人に該当する場合には基準日から当該合併法人等の設立の日の前日までの期間を当該合併法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度をいう。以下この号において「調整対象年度」という。）については、当該各調整対象年度ごとに当該合併法人等の当該各調整対象年度に係る試験研究費の額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併法人等の月別試験研究費の額を合計した金額を加算する。

第二十七条の四第八項中「同項第一号若しくは第二号」を「同項各号」に改め、「又は同項第三号の合併」を削り、「各事業年度（その」を「当該合併等の日前に開始した各事業年度（当該被合併法人等の」に、「当該連結事業年度」を「当該被合併法人等の連結事業年度」に、「）の」を「）の」に係る」に改め、「（分割等」の下に「（分割、現物出資又は現物分配をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「当該分割等の日がその分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の事業年度等の開始の日である場合における当該事業年度等を除く。」を削り、同条第九項中「第三項」を「第四項」に、「計算に」を「計算における同条第八項第五号の試験研究費の額に」に、「の所得の金額の計算上損金の額に算入される法第四十二条の四第一項に規定する」を「当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度」に改め、「（連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される法第六十八条の九第一項に規定する試験研究費の額。以下この項において「試験研究費の額」という。）」を削り、「金額とする」を「ところによる」に改め、同項第一号中「控除した金額」を「控除する。」に改め、同号イ及びロ中「には、当該」の下に「期間内の日を含む」を加え、同項第二号中「次号に掲げる分割承継法人等を除く。以下この号において同じ。」を削り、「と次に」を「に次に」に、「との合計額」を「を加算する。」に改め、同号イ及びロ中「、当該連結事業年度」を「当該期間内の日を含む連結事業年度とし、当該分割承継法人等が未経過法人に該当する場合には基準日から当該分割承継法人等の設立の日の前日までの期間を当該分割承継法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む」に改め、同項第三号を削り、同条第十項中「各事業年度（その」を「当該分割等の日前に開始した各事業年度（当該分割法人等の」に、「当該連結事業年度」を「当該分割法人等の連結事業年度」に、「）の」を「）に係る」に改め、「当該分割等の日が当該分割法人等の事業年度等の開始の日である場合における当該事業年度等を除く。」を削り、同条第十一項中「又は第三項」を「又は第四項」に改め、同条第十二項中「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「中小企業者」を「もの」に改め、同項第一号中「又は出資」の下に「（その有する自己の株式又は出資を除く。次号において同じ。）」を加え、「法人又は」を「法人」に改め、「千人を超える法人」の下に「又は次に掲げる法人」を加え、同号に次のように加える。

イ　大法人（次に掲げる法人をいう。以下この号において同じ。）との間に当該大法人による完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。ロにおいて同じ。）がある普通法人

(1)　資本金の額又は出資金の額が五億円以上である法人

(2)　保険業法第二条第五項に規定する相互会社及び同条第十項に規定する外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が千人を超える法人

(3)　法人税法第四条の七に規定する受託法人

ロ　普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。以下この章において同じ。）及び出資の全部を当該全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときの当該普通法人（イに掲げる法人を除く。）

第二十七条の四第十三項中「第四十二条の四第八項第六号の二に規定する政令」を「第四十二条の四第八項第八号に規定する政令」に改め、同項第一号イ中「法人税法第二条第六号に規定する」、「（以下この条において「公益法人等」という。）」、「同法第二条第十三号に規定する」及び「（以下この条において「収益事業」という。）」を削り、同号ロ中「法人税法第二条第九号に規定する」及び「同条第七号に規定する」を削り、同号ハ中「ついて」を「あつて」に改め、同項第二号中「第四十二条の四第八項第六号の二」を「第四十二条の四第八項第八号」に改め、同条第十四項中「第四十二条の四第八項第六号の二」を「第四十二条の四第八項第八号」に改め、同項第三号ロ(1)中「被合併法人等の各事業年度（その」を「被合併法人等の各事業年度（当該被合併法人等の」に、「場合には連結事業年度」を「場合には当該被合併法人等の連結事業年度」に、「場合には、当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度」に改め、同条第十五項第四号中「当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、」を「当該被合併法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該被合併法人等の」に改め、同号イからハまでの規定中「、連結事業年度」を「、当該特定合併等の日以前に開始した連結事業年度」に改め、同項第六号中「連結事業年度）をいう。）をいい」を「直前の連結事業年度）をいう。）をいい」に、「連結事業年度）をいう」を「合併等の日以後に終了した連結事業年度）をいう。）をいい」に改め、同条第十八項中「第四十二条の四第八項第九号に規定する政令」を「第四十二条の四第八項第十号に規定する政令」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　新事業開拓事業者等（産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者のうちその発行する株式の全部又は一部が同法第十七条第一項に規定する認定特定新事業開拓投資事業組合の組合財産であるものその他これに準ずる者で財務省令で定めるものをいい、特別研究機関等、大学等及び次に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）と共同して行う試験研究で、当該新事業開拓事業者等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該法人及び当該新事業開拓事業者等の役割分担及びその内容、当該法人及び当該新事業開拓事業者等が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該新事業開拓事業者等が当該費用のうち当該法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人及び当該新事業開拓事業者等に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

イ　当該法人がその発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。ロにおいて同じ。）の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の法人（当該他の法人が連結親法人である場合には、当該法人を含む。）

ロ　当該法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の者（当該他の者が連結親法人である場合には当該他の者による連結完全支配関係にある各連結子法人を、当該他の者が連結子法人である場合には当該他の者に係る連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人を、それぞれ含む。）

ハ　当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係がある他の者